

## 令和5年度 成果指標の設定に関する基準（案）

### 第1 趣旨

この基準は、令和5年度基本評価における一次政策評価の実施方針（以下、「実施方針」という。）第3の第8項の規定に基づき、実施方針第2の第3項第2号「成果指標の設定」の規定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 成果指標の設定に関する基準

- 1 政策評価の目的の一つである「道政の透明性の確保と道民への説明責任を果たす」観点から、施策の目標達成や現状の改善、課題の解決など、取組の成果を分かりやすく説明できるよう、成果指標の設定に当たっては、次の事項に留意するものとする。
  - (1) 成果指標は、原則、アウトカム指標とすること。
  - (2) 施策の目標や課題及び取組と直結する指標の設定に努めること。
  - (3) 「施策目標」、「現状と課題」に直接関連する総合計画、重点戦略計画及び特定分野別計画に掲げる成果指標のうち、重要な指標を設定すること。
  - (4) 法令等で求められている体制整備に関する数値について、達成率100%に達した後、成果指標とする場合、取組に関する他の成果指標を設定するか、その他統計数値等による取組分析を行うこと。
  - (5) 同類の成果指標を複数設定する場合は、まとめて1つの指標とすること。
- 2 前項を踏まえて、取組項目ごとに1つ以上、全体で5つ以下の成果指標を設定すること。